



島根県報

令和7年8月29日（金）

号外 第 8 5 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第490号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 29 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	大東東出雲 線	松江市八雲町熊野516番 2地先から同地先まで	前	メートル 18.46～ 22.46	メートル 15.74	松江県土整備 事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	20.87～ 27.00	15.74		

島根県告示第491号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 29 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	奥出雲高野線	仁多郡奥出雲町小馬木801番15地先から 同792番3地先まで	メートル 123.06	令和 7 年 8 月 29 日	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	